

宇陀市監査委員告示第 6 号

令和元年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月25日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 西岡 宏 泰

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 対象事務 協議会における宇陀市からの財政援助（社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金）に係る出納その他の事務で、主として平成29年度及び平成30年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部介護福祉課

3 監査の期間

令和2年1月24日から令和2年3月25日まで

4 監査の方法

監査は、協議会に対し、平成29年度及び平成30年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 協議会の概要

(1) 設立の趣旨

協議会は、宇陀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、平成18年1月に社会福祉法人大宇陀町社会福祉協議会、社会福祉法人菟田野町社会福祉協議会、社会福祉法人榛原町社会福祉協議会及び社会福祉法人室生村社会福祉協議会が合併し、設立された。

(2) 事務所の所在地

奈良県宇陀市菟田野松井502番地（宇陀市中央公民館菟田野分館内）

(3) 組織（平成31年3月31日現在）

役員は10人で、その内訳は理事8人（会長1人、副会長1人含む）、監事2人である。また、評議員は9人である。

協議会は10人で、総務福祉課に総務・地域福祉支援係、在宅福祉支援係から成り立っており、会長1人、事務局長1人、事務局次長1人、総務・地域福祉支援係5人、在宅福祉支援係2人で運営している。そのうち3人（事務局次長と在宅福祉支援係2人）を宇陀市医療介護あんしんセンターへ派遣している。

(4) 主な事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 地域福祉活動推進事業
- ク 成年後見制度に関する事業
- ケ ボランティア活動の振興
- コ 在宅福祉サービス事業の受託運営
- サ 福祉総合相談事業
- シ 福祉サービス利用援助事業
- ス 生活福祉資金貸付事業
- セ 外出支援サービス事業（福祉有償運送事業、過疎地有償運送事業）
- ソ 家計相談支援事業
- タ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- チ 生活支援体制整備事業
- ツ その他法人の目的達成のため必要な事業

(5) 宇陀市との関係

協議会の運営に要する経費として、平成29年度に3,774万9千円（法人運営事業人件費3,377万8千円、運営費397万1千円）、平成30年度に3,713万3千円（法人運営事業人件費3,286万2千円、運営費427万1千円）を交付している。

また、らくらくバス運行事業に要する経費として、平成29年度に235万3,778円、平成30年度に232万1,445円を交付している。

また、主たる事務所として中央公民館菟田野分館を貸与しており、光熱水費を除き使用料は免除している。

(6) 収支の状況

協議会の平成29年度及び平成30年度の収支状況は、第3表のとおりである。なお、協議会の会計は、社会福祉法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

【第3表】

事業活動収支計算書 比較

(単位：円)

科 目	平成29年度				平成30年度			
		うち法人運 営事業	うち地域福 祉活動推 進事業	うちらくら バス運 行業		うち法人運 営事業	うち地域福 祉活動推 進事業	うちらくら バス運 行業
会費収益	12,500	—	—	—	2,500	—	—	—
ワンコイン生活支援事業会費収益	12,500	—	—	—	2,500	—	—	—
寄附金収益	600,367	—	—	—	365,836	—	—	—
寄 附 金 収 益	600,367	—	—	—	365,836	—	—	—
経常経費補助金収入	72,169,451	65,088,933	—	2,353,778	62,416,917	55,647,905	—	2,321,445
市区町補助金収益	67,287,817	64,934,039	—	2,353,778	57,835,290	55,513,845	—	2,321,445
都道府県補助金収益	154,894	154,894	—	—	134,060	134,060	—	—
共同募金配分金収益	4,726,740	—	—	—	4,447,567	—	—	—
一般募金配分金収益	2,465,855	—	—	—	2,416,182	—	—	—
歳末たすけあい配分金収益	2,260,885	—	—	—	2,031,385	—	—	—
受託金収益	10,306,764	572,000	—	—	18,293,283	558,000	—	—
市区町村受託金収益	9,734,764	—	—	—	17,735,283	—	—	—
都道府県社協受託金収益	572,000	572,000	—	—	558,000	558,000	—	—
事業収益	1,473,703	189,000	—	203,100	1,709,000	220,800	—	199,800
利 用 料 収 益	1,473,703	189,000	—	203,100	1,709,000	220,800	—	199,800
その他の収益	78,060	78,060	—	—	283,680	283,680	—	—
そ の 他 の 収 益	78,060	78,060	—	—	283,680	283,680	—	—
退職手当積立基金預け金差益	78,060	78,060	—	—	283,680	283,680	—	—
事業活動収入計	84,640,845	65,927,993	—	2,556,878	83,071,216	56,710,385	—	2,521,245
支出								
人 件 費	66,293,004	60,746,106	—	—	66,618,786	52,129,353	—	—
事 業 費	5,961,824	136,180	739,529	2,509,000	5,478,833	140,760	328,300	2,453,155
事 務 費	4,327,086	3,641,758	2,695	47,878	4,421,934	3,788,739	40,642	68,090
共同募金配分金事業費	4,726,740	—	—	—	4,447,567	—	—	—
助成金費用	2,051,700	—	750,000	—	1,946,800	—	600,000	—
減価償却費	870,962	759,018	4,844	—	604,947	483,815	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 419,519	△ 416,181	△ 3,338	—	△ 242,382	△ 242,382	—	—
そ の 他 費 用	—	—	—	—	113,880	113,880	—	—
サービス活動費用計	83,811,797	64,866,881	1,493,730	2,556,878	83,390,365	56,414,165	968,942	2,521,245
サービス活動増減差額	829,048	1,061,112	△ 1,493,730	0	△ 319,149	296,220	△ 968,942	0
収益								
受取利息配当金収益	1,627	1,542	—	—	1,048	960	—	—
その他のサービス活動外収益	40,020	40,020	—	—	49,820	49,820	—	—
雑 収 益	40,020	40,020	—	—	49,820	49,820	—	—
サービス活動外収益計	41,647	41,562	—	—	50,868	50,780	—	—
費用								
サービス活動外費用計	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス活動外増減差額	41,647	41,562	—	—	50,868	50,780	—	—
経常増減額	870,695	1,102,674	△ 1,493,730	—	△ 268,281	347,000	△ 968,942	—

6 監査の結果

(1) 協議会に関する事項

社会福祉協議会の事業は、多種多様に分かれており、お元気コールや声の便り広報事業等の自主事業のほか、宇陀市から委託や補助を受けて実施しているいきいきサロン事業や高齢者等サポート隊事業なども実施している。

協議会の財務諸表は、特別会計のない一般会計のみとなっているが、協議会の運営のほか、らくらくバス運行事業、いきいきサロン事業、高齢者等サポート隊事業、共同募金配分金事業、成年後見事業、家計相談支援事業、療育教室支援事業等多岐にわたっていることから、実際の会計帳簿は事業ごとに区分を設けて処理されている。

今回監査対象とした社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金は、協議会（法人部門）の運営に係る法人運営事業において、人件費及び運営費に充てられており、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、菟田野らくらくバス運行事業補助金は、らくらくバスの運行事業に係る運営費に充てられており、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、宇陀市から事業の委託、補助を受け、宇陀市と一体となって社会福祉事業を推進し、社会福祉の増進に努めてきた。事業の実施に当たっては、補助金の有効かつ効果的な活用を図るとともに、定期的に事業内容や実施方法の検証に努め、引き続き事業目的の達成に向けて取り組まれない。

(2) 所管課に関する事項

所管課である介護福祉課においては、社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

また、菟田野地域市民課においては、菟田野らくらくバス運行事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、補助金の対象となる事業にあたっては、貴重な財源の有効活用を図る意味からも、その用途や内容が法令等にも適合し、適正妥当かつ客観的にも公益上必要であると認められなければならないものであることから、交付申請者や実績報告書の審査に当たっては、十分な検討及び確認に努められたい。